

広島県訓令第6号

本 庁
地 方 機 関

広島県文書等管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十六年四月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県文書等管理規程の一部を改正する訓令

広島県文書等管理規程（平成十三年広島県訓令第5号）の一部を次のように改正する。

別表第二総務局の項中 「行政管理課 一行管」を

「業務プロセス改革課 一業改」に改め、同表地域政策局の項中

「地域政策総務課 一地総」を 「地域政策総務課 地総」
「地域政策総務課 地域力創造課 地力」

「過疎地域振興課 一過地」を 「中山間地域振興課 一中地」に改め、同表商工

労働局の項中 「職業能力開発課 職能」
雇用基金特別対策プロジェクト・チーム 雇特 を 「職業能力開発課 一職能」に改

め、同表農林水産局の項中 「園芸産地推進課 一園産」を

「農業産地推進課 一農産」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。